

平成十六年六月一日提出
質問第一二八号

小泉純一郎首相の厚生年金加入に関する質問主意書

提出者 内山 晃

小泉純一郎首相の厚生年金加入に関する質問主意書

一 これまでの国会答弁で小泉純一郎首相は一九七〇年四月より一九七四年十一月まで三福不動産会社に勤務し厚生年金に加入したとされている。一方で、この間、小泉首相に勤務実態がなかったことが首相答弁で明らかになっている。事業主が勤務実態のない社員と雇用契約を結び、被保険者として届け出することは厚生年金保険法、健康保険法に違反することは明らかである。小泉首相の場合、勤務実態のないまま四年七月にわたって厚生年金に加入していたことは違法ではないのか、明確に答弁願いたい。

右質問する。

内閣衆質一五九第一二八号

平成十六年六月八日

内閣総理大臣 小泉 純一郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員内山晃君提出

小泉純一郎首相の厚生年金加入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員内山晃君提出小泉純一郎首相の厚生年金加入に関する質問に対する答弁書

厚生年金保険及び健康保険の被保険者となるか否かについては、適用事業所と常用的使用関係にある就労者かどうかを基準として判断している。この場合における常用的使用関係は、就労者の労働日数、労働時間、就労形態、職務内容等を関係書類等によって確認した上、これらを総合的に勘案し、個別具体的な事例に即して判断することとなる。御指摘の「首相答弁」をもって、お尋ねの点について判断をすることは困難であると考えている。